資料２

# 静岡県国民保護計画（案）概要

# 目　　　　　次


第１編　　総　　論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第１章　県の責務、計画の位置づけ、構成等　・・・・・・・・・・・・・・1
　第２章　国民保護措置に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・1
　第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等　・・・・・・・・・・・・・・・2
　第４章　県の地理的、社会的特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　第５章　県国民保護計画が対象とする事態　・・・・・・・・・・・・・・・3

第２編　平素からの備えや予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　第１章　組織・体制の整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　第２章　避難及び救援に関する平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・6
　第３章　生活関連等施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　第４章　物資及び資機材の備蓄、整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　第５章　国民保護に関する啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第３編　武力攻撃事態等への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置　・・・・・・・・・・・・10
　第２章　県対策本部の設置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　第３章　関係機関相互の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　第４章　警報及び避難の指示等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　第５章　救援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　第６章　安否情報の収集・提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　第７章　武力攻撃災害への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　第８章　被災情報の収集及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　第９章　保健衛生の確保その他の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　第 10 章　国民生活の安定に関する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・27
　第 11 章　交通規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　第 12 章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理　・・・・・・・・・28

第４編　復旧等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　第１章　応急の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　第２章　武力攻撃災害の復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等　・・・　・・・・・・・・・・29

第５編　緊急対処事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

# 第１編　　総　　論

## 第１章　県の責務、計画の位置づけ、構成等

### １　県の責務及び計画

○　県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、政府の定めた基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

○　県国民保護計画においては、県内における以下に掲げる事項について定める。

ア　国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ　県が実施する住民に対する避難の指示、避難住民等の救援に関する措置、及び武力攻撃災害への対処に関する国民保護措置等に関する事項

ウ　訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ　県内の市町の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項

オ　国民保護措置を実施するための体制に関する事項など

### ２　市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

県内の市町の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

## 第２章　国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置の実施に当たっては、特に以下の点に留意する。

①　基本的人権の尊重
②　国民の権利利益の迅速な救済
③　国民に対する情報提供
④　関係機関相互の連携協力の確保
⑤　国民の協力
⑥　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
⑦　高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
⑧　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について定める。

【参考】

・　指定地方行政機関とは、国の省庁（内閣府、総務省、消防庁など）の地方支分部局等で事態対処法施行令で定める機関をいう。

・　指定公共機関とは、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、電気、ガス、輸送、通信、放送その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定める機関をいう。

・　指定地方公共機関とは、県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、道路公社その他の公共的施設を管理する法人等で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定した機関をいう。

### ○　国民の保護に関する仕組み

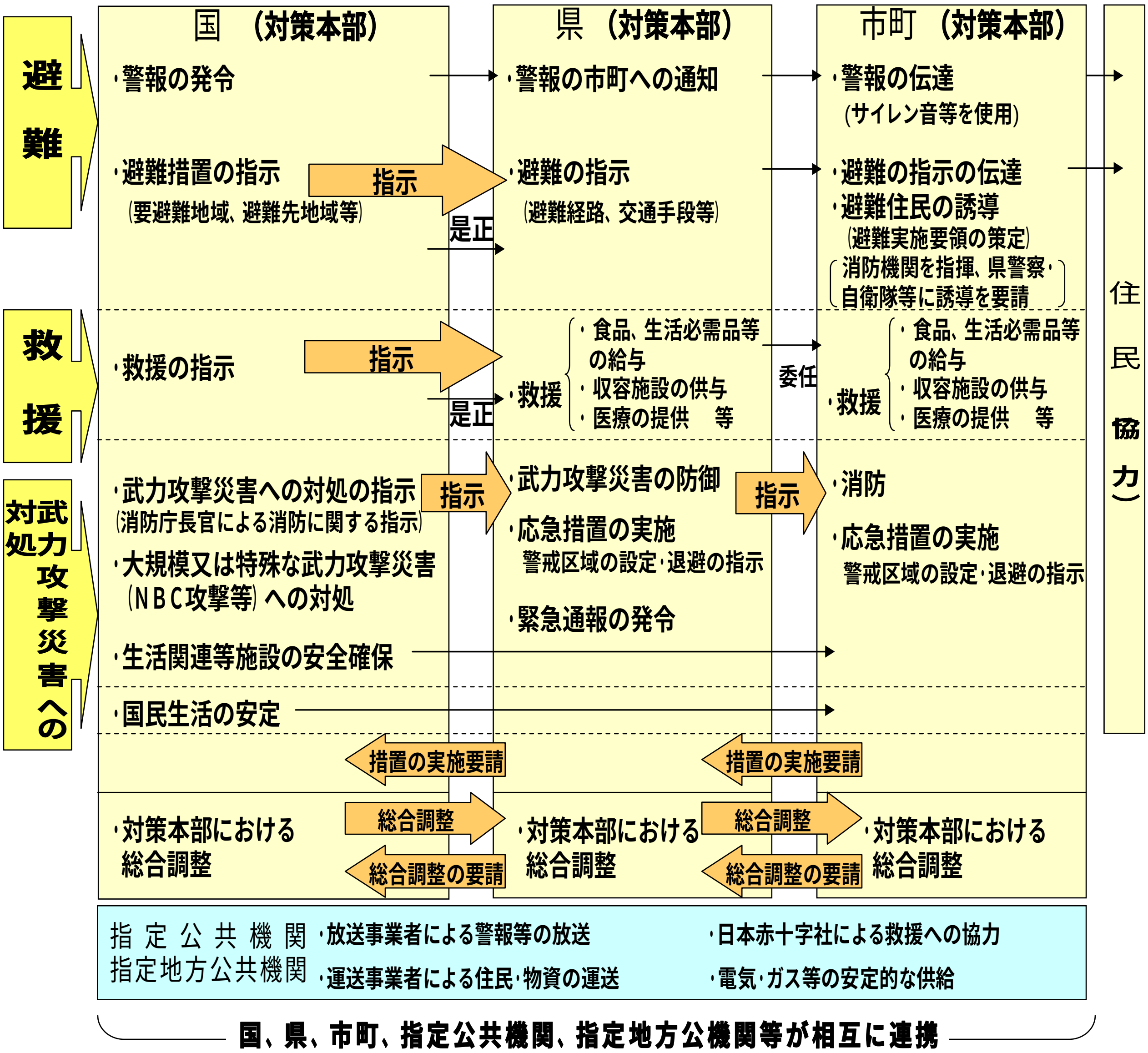

## 第４章　県の地理的、社会的特徴

地形、気候、人口分布、道路・鉄道・港湾・原子力発電所・石油コンビナート・自衛隊施設等の位置等、本県の地理的、社会的特徴を記載する。

## 第５章　県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

### １　武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。

県国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を以下の４類型とする。

(1) 着上陸侵攻

侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。

(4) 航空攻撃

重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。

### ２　緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

県国民保護計画では、想定される緊急対処事態を以下の２分類とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

# 第２編　平素からの備えや予防

## 第１章　組織・体制の整備等

### 第１　県における組織・体制の整備

#### １　職員の迅速な参集体制の整備

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

#### ２　２４時間即応体制の確立

県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、職員による当直体制を整備するなど２４時間即応可能な体制を確保する。

#### ３　国民の権利利益の救済に係る手続等

県は､武力攻撃事態等が発生した場合には､国民保護措置の実施に伴う損失補償､国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

#### ４　市町及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、２４時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

### 第２　関係機関との連携体制の整備

#### １　国の機関との連携

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう指定行政機関、防衛庁・自衛隊及び指定地方行政機関との連携を図る。

#### ２　他の都道府県との連携

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するため、相互応援協定の締結など広域応援体制の整備を図る。

### ３　市町との連携等

(1) 市町との連携

県は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市町との緊密な連携を図る。

(2) 消防機関の応援態勢の整備

県は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関相互の調整や応援態勢の整備が図れるよう支援する。また、消防機関の資機材等について把握する。

(3) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進や消防団が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

### ４　指定公共機関等との連携等

(1) 指定公共機関等との連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等

知事は、指定地方公共機関が作成した国民保護業務計画の報告を受ける。

また、知事は、その計画の円滑な運用等に資するために、必要となる助言を行う。この場合、指定地方公共機関の自主性に留意する。

### ５　自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

### ６　ボランティア団体に対する支援

県は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

## 第３　通信の確保

### １　通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

### ２　県警察における通信の確保

県警察は、関東管区警察局等及び県並びに市町と連携して通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

## 第４　情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

### １　市町における警報の伝達に必要な準備

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

### ２　安否情報の収集、整理等に必要な準備

○　知事は、市町長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町の安否情報収集体制（担当窓口や収集方法・収集先等）について把握する。

○　県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

○　市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

### ３　被災情報

○　県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

○　市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第５　研修及び訓練

県は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。

### 1　県における訓練に当たっての留意事項

○　国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

○　国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

# 第２章　避難及び救援に関する平素からの備え

### １　避難に関する基本的事項

○　県は、的確かつ迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

○　県は、市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たって必要な助言を行う。この場合において、県警察は避難経路の選定等について必要な助言を行う。

## 2　救援に関する基本的事項

○　県は、的確かつ迅速に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

○　知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請することとなるため、あらかじめ医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法を定める。

## 3　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

## 4　交通の確保に関する体制等の整備

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するとともに、交通管理体制及び交通管制施設の整備により広域的な交通管理体制の整備を図る。

## 5　避難施設の指定

(1)　避難施設の指定の考え方

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2)　住民に対する情報提供

県は、平素から、避難施設に係る情報の住民への周知に努めるとともに、避難施設の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

## 6　市町における避難及び救援に関する平素からの備え

○　市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努めるものとする。

この場合において、高齢者、障害のある人、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

○　市町は、国民保護措置における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

○　市町長は、救援に関する措置の内容について、知事とあらかじめ調整した役割分担に基づき、市町長の行う救援に関する措置の内容等ついて必要な事項を定めておくものとする。

## 第３章　生活関連等施設の把握等

### 第１　生活関連等施設の把握等

#### １　生活関連等施設の把握等

県は、県内に所在する発電所、浄水施設、危険物質貯蔵施設などの生活関連等施設（法施行令第 27 条及び第 28 条に規定する施設をいう。）の名称、所在地等の状況について、自ら保有する情報や国による情報提供等に基づき把握・整理する。

(1) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

(2) 管理者に対する要請

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

(3) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

#### ２　市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設の名称、所在地等の状況について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

### 第２　県が管理する公共施設等における警戒

県は、県外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。

この場合において、県警察との連携を図るものとする。

市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。

## 第４章　物資及び資機材の備蓄、整備

#### １　国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、防災に必要な物資や資機材の備蓄と共通するものが多いことから、国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材の備蓄と防災に必要な物資や資機材の備蓄とを原則として相互に兼ねるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨ

ウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に当たっては、国、市町その他関係機関と連携する。

ア　住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料　など

イ　国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置など

### ２　市町及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄、整備

市町長及び指定地方公共機関は、自ら実施する国民保護措置に必要な物資及び資機材について備蓄、整備する。

## 第５章　国民保護に関する啓発

### １　国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。

また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

また、県は、私立学校において、これに準じた教育が行われるよう働きかける。

### ２　市町における国民保護措置に関する啓発

市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な広報媒体等を活用して住民に対する啓発に努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

# 第３編　武力攻撃事態等への対処

## 第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

### １　事前配備態勢の確立及び初動措置

(1) 事前配備態勢

ア　知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県として的確かつ迅速に対処するため、速やかに必要な事前配備態勢をとる。

イ　県は、事前配備態勢をとったときは、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事前配備態勢における初動措置

県は、事前配備態勢において、事態に応じて関係機関により講じられる「災害対策基本法」等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

### ２　市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市町長が多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときには、市町は、県に準じた対応をとるものとする。

## 第２章　県対策本部の設置等

### １　県対策本部の設置

○　知事は、指定の通知を受けたときは、県庁に県対策本部を設置するとともに、県対策本部長は、直ちに、市町長、指定地方公共機関、その他の関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

○　県対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、知事は、県現地対策本部を設置することができる。

### ２　県対策本部長の総合調整等

(1) 国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行うことができる。

なお、県対策本部長が行う総合調整については、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自律性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、国の対策本部長に対して、

指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

**３　通信の確保**

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## 第３章　関係機関相互の連携

**１　国の対策本部等との連携**

県は、各種の調整や情報共有を行うなど国の対策本部と密接な連携を図る。

また、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

**２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請**

知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

**３　自衛隊の部隊等の派遣要請等**

○　知事は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣が必要と判断するときは、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を要請する。

○　主な自衛隊の国民保護措置の内容

ア　避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

イ　避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）

ウ　武力攻撃災害への対処（ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）

エ　武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、汚染の除去等）

**４　他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託**

○　知事は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県知事に対して応援を求める。この場合、その内容について国の対策本部に連絡を行う。

○　県が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託する。

**５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請**

知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その自主性及び自律性に留意して、業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

**６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

○　知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

○　知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があるとして県職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める県職員を派遣する。

## 7　県の行う他の都道府県、市町長等への応援

○　知事は、他の都道府県知事から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○　知事は、市町長から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○　知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援に応ずるだけの余力がない場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 8　自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織により行われる警報の伝達、避難住民の誘導等国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、適切な情報や活動に係る資機材の提供等必要な支援を行う。

## 9　ボランティア活動への支援等

県は、国民保護措置の実施においては、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの受付・活動場所のあっせん及び配置調整等を行うための体制の確保等に努める。

この場合において、ボランティア活動の安全の確保のため、被災地の状況などについて、適宜、情報提供する。

## 10　住民への協力要請

県は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。

この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(1)  避難住民の誘導に必要な援助
(2)  避難住民等の救援に必要な援助
(3)  消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助
(4)  保健衛生の確保の実施に必要な援助

# 第４章　警報及び避難の指示等

## 第１　警報の通知及び伝達

### １　警報の通知等

(1) 警報の通知

ア　知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

イ　警報の内容（法第 44 条第 2 項）

・武力攻撃事態等の現状及び予測

・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

（該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）

・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

ウ　放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容を的確かつ迅速に住民に伝達する。

### ２　市町長の警報伝達の方法

○　市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、市町国民保護計画であらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会、町内会等）に伝達するものとする。

○　市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

### ３　緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

ア　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、情報を得たときには、迅速に緊急通報の発令を行う。

イ　緊急通報の内容は、必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

○　緊急通報の内容（法第 99 条第２項）

・武力攻撃災害の現状及び予測

・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとする。

この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。

なお、放送事業者である関係する指定公共機関についても、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとされている。

## 第２　避難の指示等

### １　避難措置の指示

知事は､国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けたときには､直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

○　避難措置の指示の内容（法第52条第２項）

・住民の避難が必要な地域(要避難地域)

・住民の避難先となる地域(避難先地域・住民の避難経路となる地域を含む。)

・避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

### ２　避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

(1) 地域特性に応じた住民避難

ア　都市部における住民の避難

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

イ　離島における住民の避難

知事は、離島（初島）の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、避難すべき住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段及び今後不足する運送手段の見込みについて、国の対策本部に連絡する。

ウ　半島、中山間地域など交通機関が限られている地域での住民避難

半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、避難の交通手段として自

家用車等を示すことができるものとする。

(2) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難

ア　弾道ミサイルによる攻撃の場合

・知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。
その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。

・知事は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難の指示を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

イ　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

知事は、避難措置の指示に基づき、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、知事は移動の安全が確保されないと判断するときは、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる。

ウ　着上陸侵攻の場合

知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応する。

エ　武力攻撃原子力災害における住民避難

知事は、国の対策本部長による専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、避難の指示を適切に行う。

オ　ＮＢＣ攻撃の場合

知事は、国の対策本部長によるＮＢＣ攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。この場合において、避難誘導する者の防護服の着用や風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を適切に行うものとする。

(3) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとする。

この場合、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。

なお、放送事業者である関係する指定公共機関についても、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとされている。

(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（輸送手段、避難経路）等の事項について協議する。

(5) 避難の指示の伝達等

県の避難の指示の伝達等については、原則として警報の伝達等と同様とする。

## ３　県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、避難実施要領策定の支援を行う。

また、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど必要な支援を行う。

(4) 市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難住民の誘導が関係市町長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。

指示を行ってもなお所要の避難住民の誘導が当該関係市町長により行われないときは、当該市町長に通知した上で、職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。

(5) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難誘導を円滑に実施させるため、食料、飲料水、医療等の提供に関して、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(6) 避難住民の運送の求め等

知事は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めることができる。

この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

## ４　避難実施要領

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めるものとする。

(1) 避難実施要領に定める事項

① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領を定める際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

② 避難先

③ 一時集合場所及び集合方法

④ 集合時間等

⑤ 集合に当たっての留意事項

⑥ 避難の手段及び避難の経路

⑦ 市町職員、消防職員及び消防団員の配置等

⑧ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応

⑨ 要避難地域における残留者の確認

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

⑪ 避難住民の携行品、服装

⑫ 緊急連絡先等

### 5 避難に伴う住民の安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

## 第５章 救援

### １ 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、以下に掲げる措置を行う。

① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④ 医療の提供及び助産

⑤ 被災者の捜索及び救出

⑥ 埋葬及び火葬

⑦ 電話その他の通信設備の提供

⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

⑨ 学用品の給与

⑩ 死体の捜索及び処理

⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

**2　市町長への委任**

救援については、現行の自然災害における避難住民を救助する仕組みを生かすことにより円滑に救援を実施できると考えられることから、知事は、法第 76 条第１項の規定に基づき、市町長（指定都市の長は除く。）に救援の実施に関する事務（応急仮設住宅を除く。）を委任し、その旨を通知する。

**3　市町長への支援**

知事は、救援に当たって必要となる、食料、飲料水、医療等の提供などにおいて市町長では対応が難しい場合、必要な支援を行う。

**4　関係機関との連携**

(1) 国等への要請

知事は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、国及び他の都道府県知事に支援等を求める。

(2) 日本赤十字社との連携

知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(3) 緊急物資の運送の求め等

知事は、緊急物資の運送を行うため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求めることができる。

この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

**5　救援の内容**

○　救援に当たっての主な留意事項

ア　収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）

・避難所の候補の把握
・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ　医療の提供及び助産

・医薬品、医療資機材、ＮＢＣ対応資機材等の所在の確認
・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

エ　被災者の捜索及び救出

・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携

オ　埋葬及び火葬
・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

カ　電話その他の通信設備の提供
・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）

ク　学用品の給与
・児童生徒の被災状況の収集

ケ　死体の捜索及び処理
・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携

コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集

## 6　ＮＢＣ攻撃等の場合において医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動
ア　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う。この場合、必要に応じた医療関係者へのワクチンの接種等の防護措置を実施する。
イ　国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施に努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動
国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施に努める。

## 7　救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 物資の売渡しの要請等
ア　知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものについて、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
イ　この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(2) 土地等の使用
ア　知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
イ　この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるた

め同意を求めることができないときは、知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、それぞれ公用令書を交付して行う。

(4) 医療の実施の要請等

ア　知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

イ　医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

ウ　知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

## 第６章　安否情報の収集・提供

### １　安否情報の収集

知事は、市町長から報告された安否情報を整理するほか、平素から把握している県が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(1) 県警察の通知

県警察は、死体の見分又は検視を行ったときは、県対策本部に通知する。

(2) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### ２　安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア　知事は、住民からの安否情報の照会に対応するため、県対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。

イ　県は、安否情報の照会窓口を設置した場合は、住民に周知する。

(2) 安否情報の回答

ア　知事は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。

イ　知事は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

県は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。

**3　日本赤十字社に対する協力**

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

**4　市町長による安否情報の収集・報告**

市町長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるものとともに、知事に対し、適時に、報告するものとする。

# 第７章　武力攻撃災害への対処

## 第１　生活関連等施設の安全確保等

### 1　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

### 2　武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を、市町長又は発見した者から当該兆候の通知又は通報を受けたときは、県警察及び消防機関に通知するとともに、国の対策本部長に通知する。

### ３　生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事は、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連携による警備の強化等、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(3) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力発電所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所（原子力発電所を除く。）、駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

### ４　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、以下の措置を講ずべきことを命ずることができる。

ア　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
イ　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
ウ　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

### ５　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、「石油コンビナート等災害防止法」の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

## 第２　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

### １　武力攻撃原子力災害への対処

県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 県は、原則として、県地域防災計画（原子力対策編）に準じた措置を講ずる。
(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア　知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力発電所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定めた連絡方法により、周辺市町長及び関係指定地方公共機関に連絡する。

イ　知事は、放射線測定設備（モニタリングステーション等）による把握及び県警察、消防機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者にその内容を確認し、放出又は放出のおそれがあると認めるときは、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報する。

ウ　知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を行い、その通知を受けた場合には、その内容を市町長、指定地方公共機関及びその他の関係機関に通知する。

エ　知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、武力攻撃原子力災害が発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

県は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害が発生又は発生のおそれがあるとして応急対策の実施に係る公示をした旨の通知を受けた場合において、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 住民の避難等の措置

ア　知事は、国の対策本部長による専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示に基づいて、住民に対し避難の指示を行う。

イ　知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

県は、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示する。

(8) 食料品等による被ばくの防止

県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、必要に応じ汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

(9) 県は、要員の安全の確保に配慮する。

## 2　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

県は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。

それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 国の方針に基づく措置の実施

(2) 応急措置の実施

知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(3) 関係機関との連携

県は、攻撃による被害の情報や汚染拡大防止等のため必要となる資機材・物資や要員について、市町、消防機関及び県警察と連携し情報を集約する。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ以下の措置を講ずる。

その際､県は措置に当たる要員に防護服を着用させる等安全の確保に配慮する。

ア　核攻撃等の場合

・知事は、迅速に救助・救急活動等を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。

・知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

イ　生物剤による攻撃の場合

・知事は、汚染原因特定のため消防機関、県警察等に協力要請する。
この場合の情報は、保健所、環境衛生科学研究所と共有するものとする。

・県は、患者の移送を実施する。

・県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。

・知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

ウ　化学剤による攻撃の場合

・知事は、迅速に原因物質の特定を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。

・知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 知事及び県警察本部長の講じる措置

知事又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、内閣総理大臣の協力要請があった場合において、特に必要と認めるときは、国民保護法第 108 条第 1 項各号の規定により、飲食物、衣類等の占有者等に対して、その移動を制限すること等の措置を講ずる。

## 第３　応急措置等

### １　退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

この場合において、ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合には、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、及び敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

### ２　知事の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### ３　警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

○　警戒区域設定に伴う措置

知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

### ４　応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずる。

ア　他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

イ　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、当該工作物を保管する。

### ５　消防等に関する措置等

(1) 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

(2) 消防等に関する指示

ア　市町長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理

者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

イ　消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないと認めるときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

(3) 県警察による救助活動等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。

## 第８章　被災情報の収集及び報告

○　県及び県警察は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

○　知事は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報については、速やかに総務大臣に報告する。

○　市町長及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

・市町長は、収集した被災情報を速やかに知事に報告するものとする。

・指定地方公共機関は、その管理する施設に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、当該被災情報を知事に速やかに報告するものとする。

## 第９章　保健衛生の確保その他の措置

### １　保健衛生の確保

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

### ２　廃棄物の処理

県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

### ３　文化財の保護

県教育委員会は、重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

○　国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

## 第１０章　国民生活の安定に関する措置

### １　生活関連物資等の価格安定

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止する。

### ２　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 県税の減免等

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

(4) 生活再建資金の融資等

### ３　生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

ア　水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ　河川、道路及び港湾の管理者である県は、河川、道路及び港湾を適切に管理する。

ウ　流域下水道の管理者である県は、下水を適切に処理するために必要な措置を講ずる。

(2) 市町による生活基盤等の確保

上下水道事業者である市町は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給し処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア　ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ　運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ　病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

エ　道路を管理する指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

## 第１１章　交通規制

### １　交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### ２　交通規制の実施

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

## 第１２章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### １　法で規定される赤十字標章等

○　赤十字標章等の交付及び管理

知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付又は使用させる。

### ２　法で規定される特殊標章等

○　特殊標章等の交付及び管理

ア　知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、国民保護措置を実施する職員等に対し、特殊標章等を交付又は使用させる。

イ　知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

# 第４編　復旧等

## 第１章　応急の復旧

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 市町長及び指定地方公共機関に対する支援

知事は、上下水道、ガス等のライフライン事業者である市町長及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフラインごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

## 第２章　武力攻撃災害の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って復旧を実施する。

## 第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

### １　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

### ２　損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、県により以下の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

ア　救援のための物資の収用及び保管命令

イ　救援のための土地、家屋又は物資の使用

ウ　武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用

エ　交通規制の際の車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償

県は、県の要請や指示に従って医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、県による要請を受けて以下による国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ア　避難住民の誘導

イ　救援

ウ　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施
エ　保健衛生の確保

**3　総合調整及び指示に係る損失の補てん**

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

**4　市町が国民保護措置に要した費用の支弁等**

市町は、国民保護措置の実施に要した費用で市町が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行うものとする。

# 第５編　緊急対処事態への対処

## １　緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

## ２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。